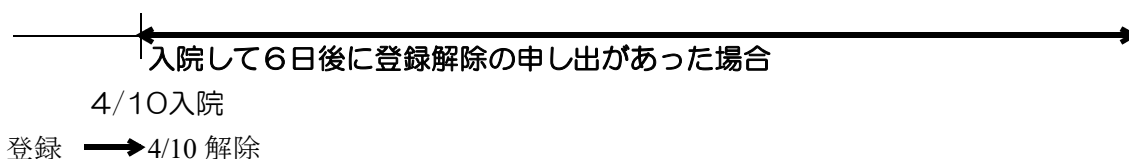


利用者が入院した場合の 契約及び一部負担金の取り扱いについて

(1) 入院し7日以内に登録解除の申し出があった場合は、当該入院日を登録解除とし入院日に遡って日割算定を行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/15に登録解除の申し出があった場合



一部負担金の算定額

$$= 376 \text{円 (日割1日分)} \times 10 \text{日 (登録日数10日)} = 3,760 \text{円}$$

(2) 入院日から起算して7日未満の入院が見込まれ、利用者が登録継続を希望する場合は、登録を継続し月額算定を行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/15に退院した場合

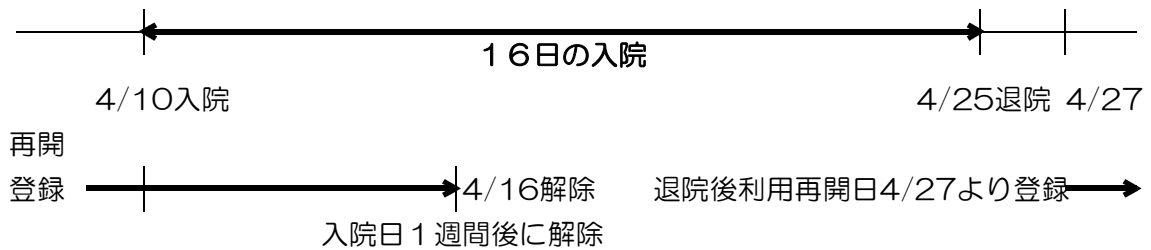


一部負担金の算定額 = 11,430円(要介護1の月額報酬)

(3) 入院日から起算して7日以上30日未満の入院が見込まれる場合は、当該入院日から起算して7日後に登録解除を行い日割算定を行う。但し、登録継続を希望する場合は退院後すぐに再登録できるように登録枠を空けておく。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し4/25に退院、4/27よりサービス利用を再開した場合

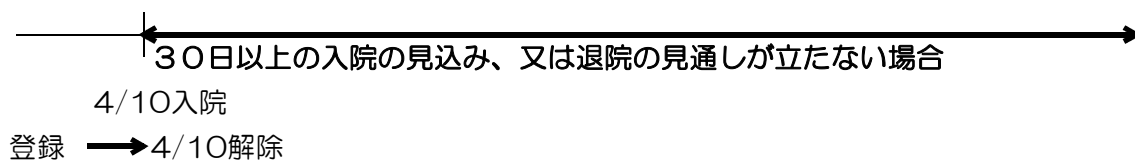


一部負担金の算定額
= 376円 (日割1日分) × 20日 (登録日数16日+4日) = 7,520円

(4) 入院日から起算して30日以上入院が見込まれ、又は、退院の見通しが立たない場合は原則登録解除とする。当該入院日を登録解除とし、入院日に遡って日割算定を行う。但し登録枠は空けず、待機者や希望者の受入れを行う。

●具体例

要介護1の利用者が4/10に入院し、30日以上入院の見込み、又は退院の見通しが立たない場合



一部負担金の算定額
= 376円 (日割1日分) × 10日 (登録日数10日) = 3,760円

入院期間の見込みと実際の入院期間が異なった場合は、実際の入院期間に準じて取り扱います (精算します)